

大企業と中小企業の公正な取引ルールの確立を求める意見書

我が国の中小零細企業は、雇用の7割を支え、日本経済の土台を担っているが、一昨年秋の米証券大手が破綻したリーマン・ショック以来、仕事の激減で経営危機に瀕しており、もはや経営努力も限界にきている。

とりわけ下請け中小企業の現状は極めて深刻である。この間、日本を代表する大手製造業などが利益を大幅に増大させ、莫大な内部留保を蓄積してきている。その一方で、下請け中小企業は、親会社の下請け単価「買ったたき」に苦しめられ、発注した仕事を一方的に打ち切られる「下請け切り」も後を絶たない。その結果、従業員の給料や、工場の家賃、機械のリース代が払えない事態が生じるなど、このままでは「日本の宝」といわれる町工場の灯が消えてしまう、との声が上がっている。

あらためて言うまでもなく「買ったたき」や「下請け切り」は、下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）が禁止している違法行為である。しかし、2004年の改正「下請代金法」施行以降、公正取引委員会が「買ったたき」として是正勧告処分をおこなったのはわずか1件であり、「下請け切り」に至っては、皆無である。

これでは、同法が事実上機能していない、と言わざるを得ず、こうした状況を放置してきた政府の責任が厳しく問われなければならない。国会で鳩山首相も法律の「執行態勢を強化することがまず求められている」と述べているが、下請代金法の厳格な執行によって、大企業の無法行為を一掃することが重要である。

また、下請け中小企業の適正な利益と労働条件改善を定めた下請振興法に基づく「振興基準」からかけ離れた実態も指摘されている。

よって、本議会は政府にたいして、大企業と中小企業との公正な取引ルールの確立し、中小零細企業の経営安定をはかるために、次の対策を講じるよう求めるものである。

記

- 1 . 下請代金支払遅延等防止法の執行にあたっては、下請け企業からの申告や書面調査にのみ頼る方式をあらため、主導的に検査する態勢に転換するとともに、下請検査官の抜本的増員をはかる。
- 2 . 下請振興法と振興基準にてらして、取引の実態や労働条件の実態を調査する。
- 3 . 下請けを含む中小零細企業を倒産、廃業の危機から守るため、工場の家賃や機械のリース代などへの緊急の直接支援を行なう。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。